

消防本部指令センターの高機能消防指令システムの大規模更新に伴い、お知らせとお願いがあります。

お知らせ

1 消防指令センターは移転します

移転日 令和8年3月9日

移転先 会津若松地方広域市町村圏整備組合庁舎(会津若松消防署)4階
住所:会津若松市中央三丁目10-12



2 災害情報等案内サービスの電話番号変更

◎移転日に併せて変更になります

現在 0242-93-6119

新 050-5536-5054

休日当番医

土日祝に
診療している
当番医院は
どこ?

災害情報等案内サービスとは...

災害情報や休日当番医の情報を音声で提供している案内サービスです。情報をお聞きになる場合は上記の番号にお掛けください。

災害情報

どこで災害が
起こって
いるの?



ご協力をお願い

映像通報システム「映像通報119」が始まります。

様々な災害や救急救助事案で、各種同意を得た上で、現場状況の撮影にご協力をお願いします。

《ご協力をお願いする状況例》

①映像を通した応急手当が必要な場合 ②出勤先が不明確 ③現場の状況が不明確 など

《使用方法・手順》

- ①指令センターから専用ウェブサイトにつながるショートメール(SMS)をスマートフォン等で受信
- ②記載のURLをクリックし、各種事項に同意する
- ③撮影開始



お問い合わせ先

会津若松消防本部指令課 TEL:0242-59-1420 (3月9日以降:0242-25-1133)

令和8年1月1日から林野火災注意報・警報の運用開始

岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用が始まります。

林野火災注意報・警報について

気象条件が林野火災の予防上注意を要すると認められる場合には、「林野火災注意報」を発令し、**発令区域内(森林及び森林の周囲1kmの範囲。ただし、積雪がある区域を除きます。)**には火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、努力義務を課すこととなります。さらに、林野火災の予防上危険な気象状況になった場合には、「林野火災警報」を発令し、発令区域内には火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、義務を課すこととなります。

林野火災注意報の発令基準

1月1日から5月31日までの期間において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- (2) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表された場合

※ただし、降雨または降雪の場合はこの限りではありません。

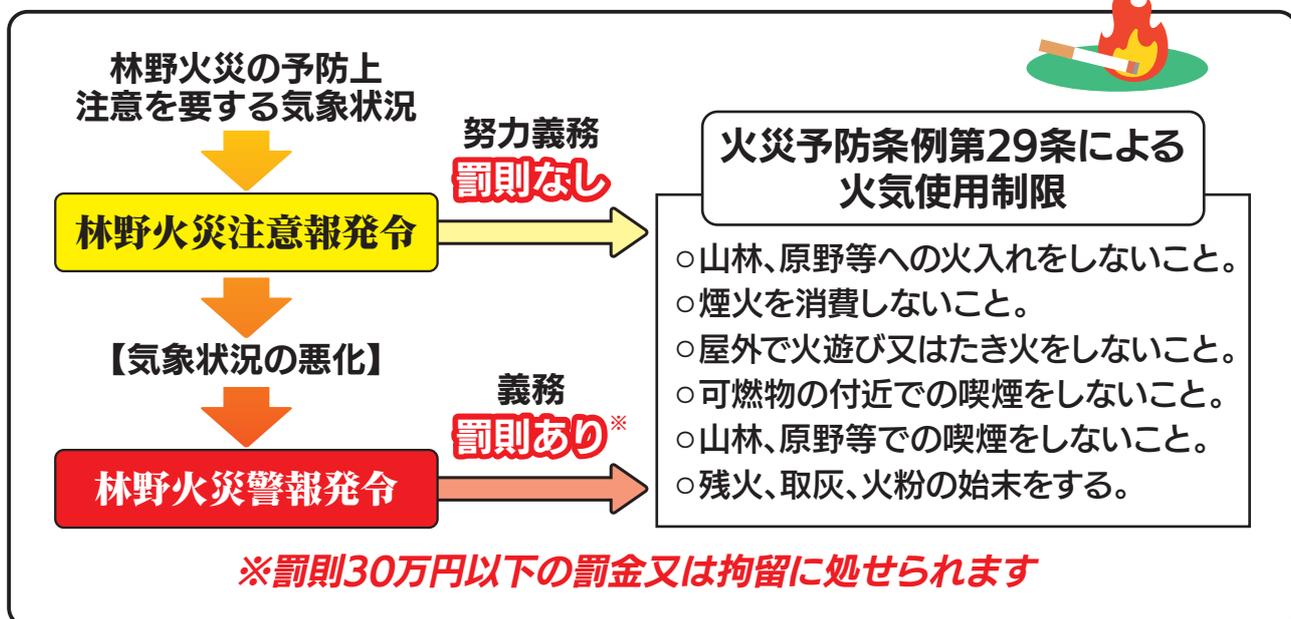
林野火災警報の発令基準

1月1日から5月31日までの期間において、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合。



林野火災注意報・警報が発令された場合の「火の使用の制限」及び罰則について

消防法第22条第4項及び火災予防条例第29条の規定により、以下のとおり「火の使用の制限」がかかります。



林野火災注意報・警報発令状況の周知、広報について



林野火災注意報・警報が発令された場合は、消防本部SNS、消防車両での巡回等により、周知、広報を行います。



会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部
公式「エックス」 <https://x.com/aizushoubo>

林野火災注意報・警報の発令状況だけでなく、火災の発生情報や防災・救急関連情報などを確認することができます。

ぜひ、フォローをお願いいたします。



公式 エックス



火災とまぎらわしい煙又は火災が発生する恐れがある行為(たき火を含む)の届出について

実施する前日までに、その旨を消防署長に届け出なければなりません。
届出用紙はお近くの消防署に準備してありますが、当消防本部HPからもダウンロードすることができます。忘れずに届け出をお願いします。

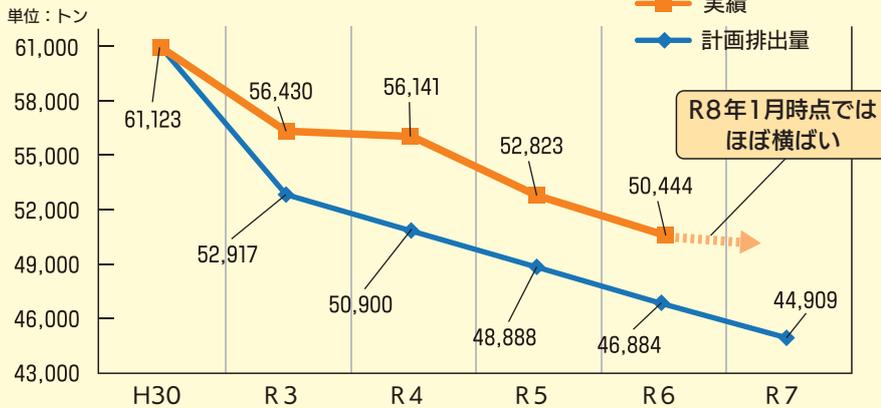


お問い合わせ先

会津若松消防本部予防課	TEL:0242-59-1403	E-mail:fd.yobou@119-aizu.jp
会津若松消防署	TEL:0242-25-1200	E-mail:fd.wakamatsu@119-aizu.jp
猪苗代消防署	TEL:0242-62-4433	E-mail:fd.inawashiro@119-aizu.jp
会津坂下消防署	TEL:0242-84-2119	E-mail:fd.bange@119-aizu.jp
会津美里消防署	TEL:0242-54-2119	E-mail:fd.misato@119-aizu.jp

引き続き燃やせるごみの減量にご協力を!!

燃やせるごみ排出量

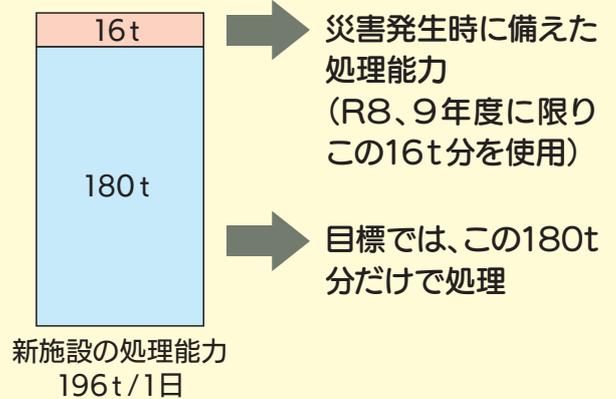


これまで住民の皆さんには、令和2年3月に策定した『ごみ減量実施計画』に基づき、新しい焼却施設が完成する令和8年3月までに「燃やせるごみ」の排出量を44,909トンまで減らすことを目標として、ごみの減量に取り組んできてもらいましたが、令和7年度中の目標達成には至らない見込みです。

令和8年度以降の対応

このままごみの量が減らないと、新しい焼却施設の処理能力を超え、ごみが処理しきれなくなってしまうため、本来は災害発生時の対応枠として確保しておくべき処理能力を加え、処理能力の上限いっぱいまで処理対応していきます。

引き続き皆さんにはごみ減量の取組みをお願いします。



リチウムイオン蓄電池等の処分についての注意

リチウムイオン蓄電池やリチウムイオン蓄電池が使用された製品は、強い衝撃が加わると発火する恐れがありますので、他のごみに混ぜて捨てることは絶対にしないでください。

(リチウムイオン蓄電池使用製品の例)



令和8年4月から小動物の受入を開始します

環境センターでは令和8年4月から、ペットの死体や道路上で死んだ小動物等の受入を開始します。

☆リチウムイオン蓄電池及び小動物処理についてはお住まいの市町村担当課へお問い合わせください。



令和8年4月から環境センターの見学についてのご案内

令和8年4月から、環境センターの各施設の見学申込は、「グリーンパークMIRAiZU(ミライツ)株式会社」で受付けます。詳しくはグリーンパークMIRAiZU株式会社のホームページをご覧ください。

📍 <https://greenpark-miraizu.co.jp>